

(法第10条第1項第1号関係)

特定非営利活動法人 t s u z u r u - 紼の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 t s u z u r u - 納の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市近岡町428番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、エピテーゼを必要とする人々に対して、日々の生活を笑顔で過ごしてもらう為のサポートに関する事業を行い、教育と共生の推進を通じて社会全体の理解を深めることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① エピテーゼを必要としている方をサポートする事業
- ② エピテーゼを知り理解を深めてもらう事業
- ③ その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつ

て本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。入会金については、入会日翌月末日までに納入するものとする。

- (1) 正会員入会金 20,000円
正会員会費 20,000円（1年間分）
- (2) 賛助会員入会金 10,000円
賛助会員会費 10,000円（1年間分）

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して 2 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 義務違反その他会員としてふさわしくない行為があったとき

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6 人以上 10 人以下
- (2) 監事 1 人

2 理事のうち、1 人を理事長、1 人を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 15 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所 (W E B 会議の場合はその旨及び使用アプリ名)
 - (2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（ＷＥＢ会議の場合はその旨及び使用アプリ名）
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の

追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 6 月 1 日に始まり翌年 5 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承

諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、

法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の

議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雜則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 杉本 雄二

副理事長 宮田 弘二

理事 林 隆信

同 金子 成麻

同 高野 則之

同 小野寺 保夫

同 寺川 裕史

同 白井 聖羅

同 古川 文香

同 高多 宏

監事 安居 知世

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総

会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に掲げる額とする。

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人 t s u z u r u - 絆の会

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	スギモト ユウジ 杉本 雄二		無
副理事長	ミヤタ コウジ 宮田 弘二		無
理事	ハヤシ タカノブ 林 隆信		無
理事	カネコ フサオ 金子 成麻		無
理事	タカノ ノリユキ 高野 則之		無
理事	オノデラ ヤスオ 小野寺 保夫		無
理事	テラカワ ヒロフミ 寺川 裕史		無
理事	シライ セイラ 白井 聖羅		無
理事	フルカワ アヤカ 古川 文香		無
理事	タカタ ヒロシ 高多 宏		無
監事	ヤスイ トモヨ 安居 知世		無

設立趣旨書

1 趣旨

「t s u z u r u - 紼の会」は、子どもたちが笑顔で過ごせるよう 指・耳・鼻・目のエピテーゼを必要としている方々へサポートを行っております。成長や劣化に伴う新たなエピテーゼの製作時に、皆さまの負担が少なくなるよう支援します。

また、乳がんの早期発見を啓発する活動を通じて、命を守るための知識と意識の向上を図り、地域社会の健康づくりにも貢献します。

エピテーゼを必要とする子供たちとその家族が、日々の生活を笑顔で過ごせるよう、専門的なサポートと温かな心で寄り添い、一人ひとりの健やかな成長と夢への大きな一歩を支援します。

さらに、関連するエキスパートの方々を招いての講習会や勉強会を通じて、皆様にエピテーゼについてより深く知っていただくことを目指しております。

2 申請に至るまでの経緯

私達は「人と人との絆を深め、支え合いの輪を広げる」という想いを胸に、申請に至るまで設立法人の目的と同様の次の活動に取り組んでまいりました。

- (1) ワークショップの開催
- (2) 海浜清掃ボランティア参加
- (3) 北國がん基金公開講座にて展示参加
- (4) ピンクリボンプロジェクト参加
- (5) エピテーゼ製作の周知案内活動（病院等への資料送付）

令和8年 / 月 30 日

特定非営利活動法人 t s u z u r u - 納の会

設立代表者 石川県河北郡津幡町字倉見イ119番地
杉本 雄二

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和7年度 事業計画書

法人成立の日から令和8年5月31日まで

特定非営利活動法人 t s u z u r u - 紋の会

1 事業実施の方針

当法人社員が行ってきた活動を特定非営利活動法人が承継し、本年度より各事業を拡充して行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込額 (千円)
エピテーゼ を必要とし ている方を サポートす る事業	実施予定なし					
エピテーゼ を知り理解 を深めても らう事業	実施予定なし					
その他、本 法人の目的 を達成する ために必要 な事業	実施予定なし					

(法第10条第1項第7号関係様式例)

令和8年度 事業計画書

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

特定非営利活動法人 t s u z u r u 一絆の会

1 事業実施の方針

令和7年度に実施した事業を継続しつつ、新たに乳がんの早期発見啓発活動を重点項目として追加し、地域社会における健康意識の向上を図る。また、エピテーゼの支援活動を拡充し、対象者へのサポート体制の強化を目指す。

地域住民・医療従事者・技工士との連携を深め、共生社会の実現に向けて、教育的・啓発的取り組みを継続的に行うことで、法人の理念である「人と人との絆を深め、支え合いの輪を広げる」ことを具体化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定期場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数	支出見込額(千円)
エピテーゼを必要としている方をサポートする事業	試着支援・利用説明などを通じて利用者の心理的負担を軽減	6月下旬	がん安心サポートハウスはなうめ	2名	利用者・家族 約30名	30
エピテーゼを知り理解を深めもらう事業	歯科技工士向けセミナー開催	7月	エピテーゼサロン・綴	2名	技工士 約3名	30
エピテーゼを知り理解を深めもらう事業	商業施設で子ども向け体験イベント	8月	アルプラザ鹿島	2名	一般来場者 約50名	30
エピテーゼを知り理解を深めもらう事業	ピンクリボン月間に合わせたワークショップ開催	10月	金沢大学	2名	学生・市民 約50名	30

エピテーゼを知り理解を深めてもらう事業	技工士対象の講習会（実技あり）	3月	エピテーゼサロン・綴	2名	技工士 約4名	30
エピテーゼを知り理解を深めてもらう事業	乳がん自己検診の普及啓発	通年 (複数回)	イベント会場など	2名	一般市民 約50名	30
その他、本法人の目的を達成するために必要な事業	実施予定なし					

令和7年度 活動予算書
 法人成立の日から令和8年5月31日まで
 特定非営利活動法人 t s u z u r u - 絆の会
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	440,000		
正会員受取会費	440,000		
賛助会員受取会費	440,000		
2 受取寄附金	100,000		
受取寄附金	100,000		
施設等受入評価益	100,000		
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益			
イベント収益			
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			540,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費			
旅費交通費			
広報費			
材料費			
講師料			
その他経費計	0		
事業費計			0
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
管理業務委託費	200,000		
会議費	50,000		
減価償却費			
支払利息			
法人設立経費	135,000		
その他経費計	385,000		
管理費計			385,000
経常費用計			385,000
当期経常増減額			155,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			

経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			155,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			155,000

(法第10条第1項第8号関係様式例)

令和8年度 活動予算書
令和8年6月1日から令和9年5月31日まで
特定非営利活動法人 t s u z u r u 一絆の会
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	440,000		
正会員受取会費		440,000	
賛助会員受取会費			
2 受取寄附金	100,000		
受取寄附金		100,000	
施設等受入評価益			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
4 事業収益	50,000		
イベント収益		50,000	
5 その他収益	50,000		
受取利息			
雑収益		50,000	
経常収益計			640,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費用			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会場費	30,000		
旅費交通費	20,000		
広報費	10,000		
材料費	100,000		
講師料	10,000		
雑費	10,000		
その他経費計	180,000		
事業費計			180,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費用			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
管理業務委託費	200,000		
会議費	50,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	250,000		
管理費計			250,000
経常費用計			430,000
当期経常増減額			210,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			210,000
前期繰越正味財産額			155,000
次期繰越正味財産額			365,000